

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 決<br>裁 | 事務長 | 担当者 |
|        |     |     |

## 國民健康保險 第5種組合員 資格喪失屆

(注)

- ① 届出の際には 第5種組合員証 を添付してください。
  - ② 第5種組合員が資格喪失すると、同一世帯の75歳未満の家族も当組合の資格を喪失することになります。
  - ③ 第5種組合員が事業主組合員の場合は、75歳未満の従業員とその家族も一緒に組合の資格を喪失することになります。
  - ④ 上記②③に該当する場合は、この申出書と一緒に75才未満の家族及び従業員世帯の資格喪失届と当組合の被保険者証若しくは資格確認書及び高齢受給者証（70～74歳の方）限度額認定証（お持ちの方）を添付して提出してください。
  - ⑤ 第5種組合員の資格を一度喪失すると、再び第5種組合員として資格を取得することはできません。

受付印